

両企業の上半期決算

欠損金672万円 累積赤字は3,482万円に

本年度上半期の決算では、給水収益が昨年同期にくらべ710万円の増収となり、事業収益総額8千49万円、支出面は、渇水、豪雨という異常天候と退職手当の支給という例外的の支出が多く、総額8千721万円となり、欠損金は昨年同期とくらべて大きく672万円となりました。

年度事業の重点施策であります赤い水対策事業は、3千万円の予算で進めていますが、上半期は、打出浜町ほか11町で延べ3千戸をビニール管に入れ替えました。

昭和42年度上半期 損益計算書

(昭和42年4月1日～昭和42年9月30日単位円)	I 営業収益 74,028,077	III 営業外収益 6,468,182
II 営業費用 77,772,372	上半期総利益 2,723,887	
II 営業損失 △3,744,295	IV 営業外費用 9,447,163	
	上半期純損失 △6,723,276	

昭和42年度上半期 貸借対照表

(昭和42年9月30日現在単位円)	資産の部	140,000
有形固定資産 552,477,348	修繕引当金 2,485,140	
投資有価証券 128,560	未払金 1,253,300	
現金・預金 32,564,254	前受金 12,702,055	
未収金 2,144,612	預金 137,827	
貯金 10,118,640	去材仮勘定 325,355,233	
貯金 2,290,000	自己資本金 228,943,603	
保管有価証券 599,723,414	企業債 34,791,132	
合計 資本および負債の部	資本 34,791,132	
他会計借入金 16,100,000	負債 繰越欠損金△28,104,284	
住宅固定 12,642,684	上半期純損失 △6,723,276	
合計 599,723,414		

新築工事ひかえて設備充実

収益は前年同期に比較して、約980万円の増収となりましたが、支出面で退職手当を含む給与費、諸材料費の増額で約1千315万円となり、差し引き約350万円の純損失となりました。

上半期の資本的支出としては、新築第二期工事の調査に要した費用のほか、高圧消毒器用スチームボイラ、手術用吸引器、レントゲン撮影用小児固定器などを購入しました。この期間中の入院、外来患者は延59,850人の人達の利用をみ、前年同期に比して3,681人の増加です。

昭和42年度上半期 損益計算書

(昭和42年4月1日～昭和42年9月30日単位円)	I 営業収益 72,809,974	III 営業外収益 26,361,319
II 営業費用 96,042,856	上半期総利益 3,128,437	
II 営業損失 △23,232,882	IV 営業外費用 6,641,763	
	上半期純損失 △3,513,326	

昭和42年度上半期 貸借対照表

(昭和42年9月30日現在単位円)	資本の部	未払金 16,645,379
固定資産 259,229,640	他の流動負債 945,226	
現金・預金 14,570,563	自己資本金 128,837,307	
有価証券 9,989,551	借入資本金 143,608,818	
未収金 732,800	資本剩余额 1,101,000	
貯金 4,021,030	利益剩余额 919,180	
合計 288,543,584	上半期純損失 △3,513,326	
負債の部	合計 288,543,584	

国の福祉年金

福祉年金には、老齢・障害・母子(准母子)の種類があります。いずれも本人や配偶者扶養義務者の所得制限があり、他の恩給などとの併給は、基準額をこえていれば支給されません。請求手続をしないで福祉年金は請求しなければ受けられません。請求手続をしてください。

市役所では、管理の都合により福祉年金には、老齢・障害・母子(准母子)の種類があります。いずれも本人や配偶者扶養義務者の所得制限があり、他の恩給などとの併給は、基準額をこえていれば支給されません。請求手続をしないで福祉年金は請求しなければ受けられません。請求手続をしてください。

市役所では、管理の都合により福祉年金には、老齢・障害・母子(准母子)の種類があります。いずれも本人や配偶者扶養義務者の所得制限があり、他の恩給などとの併給は、基準額をこえていれば支給されません。請求手続をしないで福祉年金は請求しなければ受けられません。請求手続をしてください。

市役所では、管理の都合により福祉年金には、老齢・障害・母子(准母子)の種類があります。いずれも本人や配偶者扶養義務者の所得制限があり、他の恩給などとの併給は、基準額をこえていれば支給されません。請求手続をしないで福祉年金は請求しなければ受けられません。請求手続をしてください。

火を使

う季節

冬じたくを

石油ストーブ

年始特別警戒体制

芦屋市消防本部

年始特別警戒

年